

### 第3期第7回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成27年7月13日（月） 午前10時から12時
- 2 場所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員（会長）、金杉委員（副会長）、森山委員、佐藤委員、的野委員、市川委員、田中委員、森下委員、河合委員、野田委員、金井委員、柴田委員、栗原委員、岩田委員、三澤委員、千葉委員、藤巻委員、古畑委員、山形委員、萱野委員、林委員、（以上21名）  
※欠席委員 有馬委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 ①第3期 第7回練馬区障害者地域自立支援協議会 次第  
②資料1 障害者虐待への対応状況について  
③資料2 平成27年度練馬区障害者地域自立支援協議会の進め方について  
④資料3 地域移行部会（協議）  
⑤資料4 権利擁護部会（報告）  
⑥資料5 高齢期支援部会（報告）  
⑦資料6 相談支援部会（報告）  
⑧資料7 発達障害支援部会（報告）  
⑨参考1 平成27年度第3期練馬区障害者地域自立支援協議会委員名簿  
⑩参考2 平成27年度第3期練馬区障害者地域自立支援協議会区職員名簿  
⑪追加資料 練馬区重症障害児（者）在宅レスパイト事業

#### ○副会長

会長が少し遅れますので、会長に代わり進行いたします。

まず初めに、事務局のほうから連絡事項をお願いします。

#### ○障害者施策推進課長

皆様こんにちは。本日は、お暑い中ありがとうございます。

議事に入ります前に、新年度の人事異動等による委員の変更についてお知らせさせていただきます。

委員におかれましては、今回2名の方が変更になっております。福祉部長から、新しくご参画いただく委員の方に委嘱状をお渡しします。

（福祉部長より委嘱状交付）

#### ○障害者施策推進課長

続きまして、区側職員の人事異動について、お知らせさせていただきます。

（区側職員紹介）

事務局からの連絡の事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。それでは、報告事項に入らせていただきます。報告事項について、事務局のほうから説明お願いいたします。

○事務局

本日、事務局から6件の報告をさせていただきます。

まず、平成27年3月に策定いたしました練馬区障害者計画および第四期障害者福祉計画についてでございます。各委員には、策定に当たり多大なご協力およびご意見をいただき、御礼を申し上げます。自立支援協議会には、前回素案を提出させていただき、4月には策定した計画書を各委員に送付させていただいたところでございます。ここでは、素案からの修正について簡単にご説明をさせていただきます。

まず、1点目です。第3章、今後5年間で進める施策のうち、2の分野別施策、施策1、ケアマネジメント体制の強化のめざす方向の中に、計画策定の視点である「いきがい」というワードを加えております。

2つ目は、分野別施策7、権利擁護の推進の主な取組のうち、障害を理由とする差別の解消の推進の部分につきまして、合理的配慮の具体的な考え方に留意することや広報啓発活動等に取り組むことを加えてございます。

3つ目は、第4章、主な実施事業の1、重点事業アクションプランに、「みどりの風吹くまちビジョン」でアクションプランの内容を記載いたしました。その他、障害福祉サービスの見込みの精査による数値の変更等を行っております。

続きまして、(2) ケアマネジメント体制の強化についてでございます。こちらは、相談支援のスキルアップ、民間計画相談支援事業所の増設、困難事例への対応を通し、障害者の生活の状況に応じたケアマネジメント体制の強化を図るため、障害者地域自立生活支援センター4所において、これまで相談支援や社会との交流の促進に関する事業に加えまして、支援が困難な事例への対応、民間相談支援事業者への指導と助言、障害者の地域移行・地域定着の促進、成年後見制度の利用に関する支援と障害者等に対する虐待を防止するための取組を実施することとし、今年4月以降、センターの職員の充実を図っております。

続きまして、(3) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の実施についてでございます。こちらは、重症心身障害児(者)の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担を軽減することを目的としまして、自宅に訪問介護事業所から看護師、准看護師を派遣し、介護者である家族が行っております医療的ケア等を一定期間代替する事業でございますが、この7月から実施を始めたところでございます。

報告事項1から3までご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○副会長

今、事務局のほうから1、2、3の報告がありましたが、これについて資料はなく口頭でということですが、障害者計画・障害福祉計画、ケアマネジメント、重症心身障害児（者）の在宅レスパイト事業、この3つの事項についてご質問、ご意見ございましたらお願いします。

○委員

質問ではありませんけれども、報告はできるだけ文書にさせていただきたいですよね。私たち聴覚障害者は文章があってそれを読んで判断しますので、やっぱり文書にしてほしいなと思います。

○副会長

計画については計画書が配布されていると思いますが、あとのケアマネジメントとか在宅レスパイトは文書を見たことない方も多いと思います。後でもいいから資料を配布していただくことはできますか。

○障害者施策推進課長

ケアマネジメント体制の確立につきましては、障害者計画の重点施策の4つのうちの1つということで、障害者計画に書いてあるところと大きく変わるところではございません。ただ、1つだけ申し添えるのが、障害者地域生活支援センターの4所に、4月からこれを進めるために人員を1人ずつ配置いたしました。その一言を加えさせていただいたこととございますので、特に追加の書面ということではなく、各委員におかれましては、それでご理解をいただきたいと思っております。

2点目のレスパイト事業につきましても、重点施策の1つとして入っているものでございます。こちらについては7月から実施致しましたので、後程資料を配布させていただきます。

○副会長

そういうことでよろしいですね。それでは、会長が見えたので司会を代わります。

○会長

到着が遅れて、大変失礼いたしました。

それでは、他にご発言がなければ、次の議題、(4) 障害者虐待の対応状況についてよろしく願いいたします。

○障害者施策推進課長

それでは、資料1をご覧ください。障害者虐待への対応状況についてのご報告でございます。

既に皆様ご存じのことだと思っておりますが、この障害者虐待に関しましては、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、練馬区としましても、障害者虐待防止センターを設けまして、関係する機関と連携、協力をしながら、障害者虐待の予防と対応に取り組んでいるところでございます。

昨年度の対応実績についてご報告をさせていただきたく思います。

まず、センターへの通報や届け出は、昨年度1年間で23件ございました。これは、虐待の件数というよりも、あくまでもセンターへの届け出等があった実績ということでご理解をいただければと思います。

なお、平成25年度も同じ23件でございました。初年度であります24年度につきましては、10月からですが、17件の件数があったところでございます。

その内訳でございます。まず、類型別に見ますと、養護者の方が9件ということで、23件中一番高い数字となっております。これは昨年度の傾向と変わらないところです。そして、福祉施設の従事者が4件、使用者が1件、その他というところでは、ご兄弟ですとか、そういった方からの虐待ということで、9件となっております。

(2) 障害の種別でございます。一番多いのは、身体障害と精神障害がそれぞれ7件ずつとなっております。25年度は知的障害の方が半分くらいということで多かったんですが、昨年度につきましては、身体と精神が7件ずつで一番の数でした。続いて知的障害の方が6件、難病1件、それから個人情報特定できないということで障害種別については不明が2件となっております。

(3) 虐待の内容別でございます。これは1件のお申し出の中でも、複数のことにまたがっていることがありますので、合計件数は23を超える形になっております。一番多かったのは、心理的虐待が19件、これは25年度、24年度同様で、いわゆるつらい言葉がけ、そういったことが多いというのが一番でございました。そして、身体的虐待が11件、放棄等が3件、そして性的虐待、経済的虐待が2件ずつとなっております。

昨年度は23件について、関係機関と連携をしながら対応させていただきました。よく、このうち虐待として認定したのは何件ですかというご質問をいただくんですが、この法律は、障害のある方が虐待という状態から逃れて、生き生きと生活できることをめざすものですので、私ども認定という形はしておりません。ただ、この23件の中で、ご家族と一緒にいるのではなく、ご家族と住まいを別にしたほうが良いだろうということで、施設、グループホーム、アパート等いろいろな形で、ご家族と住まいを別にした対応が23件中4件ございましたことをご報告の最後に申し添えて、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。ただいまの報告事項についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### ○委員

2年続けて23人ということでしたけれど、これは区の評価では多いのでしょうか、少ないのでしょうか。どのように判断されているのかということと、全国的なさまざまなニュースなどを聞いていると、数字にのらないものが、密

室的なところで行われているように報道されています。そういうのを考えると、この数字というのはどう考えたらいいのかなという質問です。

○障害者施策推進課長

数字としては、私どもは多い少ないという評価をしているところはございません。あくまでも虐待防止センターに届け出があったのが23件ということで、総合福祉事務所、各保健相談所、あるいは地域生活支援センター等の相談機関にはさまざまな形でご相談が寄せられているところは私たちも認識しております。

虐待というよりも、困難さを感じて、いろいろなご相談が寄せられていると理解しております。どこに相談を寄せていいかわからない、あるいはこれは重篤ではないかというようなご相談がこの虐待防止センターには寄せられたとっておりますので、それぞれの相談機関で適切な対応はさせていただいている、そして今後とも各相談機関が対応できるようにしていきたい、そんなふうに思っているところでございます。

○委員

知的障害のある人は、自分が虐待を受けていること、差別を受けていることなどを訴えづらいという傾向があります。精神的虐待や、いろいろな虐待があった時にどういう形で表出していくのか、またそれを誰が通報するのかということが、知的障害のある人は課題だと思っております。この通報者というのは大体どのような内訳でしょうか。

○障害者施策推進課長

通報者は、ご本人、警察の方、あるいは福祉施設の職員ですが、実は半数ぐらいはご本人からの通報であり、最も多くなっております。2番目に多いのは通所されている、あるいは関わっている施設の職員さん、それ以外は警察の方や医師会の方、ご家族の方からとなっております。

今、ご発言ありましたように、自分で表出することができない方にとっては、身近な存在の方が代弁者であるというところでは、私ども福祉施設職員というところをターゲットに据えて、今後とも研修等で障害者虐待についての周知は行っていきたいと思っているところでございます。

○委員

同じような質問になりますが、障害種別に関して、身体障害者が7名となっております。身体障害者というのは聴覚障害者、視覚障害者、肢体不自由の方になると思うんですが、その分け方はされないのですか。

○障害者施策推進課長

手元の資料で見える限りにおいては、いわゆる車椅子等ご利用等の身体の障害の方が多いうふうに見えているところでございますが、身体障害という種別だけで、その方がどの障害だったかというのは分かりません。そこについては、もう一度確認をしたいと思っております。

○委員

虐待の内容別件数については、重複されているので23件以上の数になっています。例えば身体的虐待とか心理的虐待、この辺の障害別の内容は把握されておられるのでしょうか。例えば精神障害者はこの中で何件ぐらいあるとか、それがもし差し支えなければ知りたいのですが、いかがでしょう。

○障害者施策推進課長

今、手元にはそこまで持ってこなかったのですが、データとしては管理してございますので、また次回のときに追加でご報告をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員

私が相談員として受けていた件について、虐待防止センターのほうに連絡がいった時に、区の対応が大変よかったということがありました。まさか、そこまでいくとは思いませんでしたが、本人も「居場所は言えないけど区に相談しているので、安心してください」と、その対応が非常に早くて、私も虐待防止センターに入った人の流れをそのとき初めて知ったんですね。おそらく、警察から連絡が入ってすぐ、障害者であるということで障害者課、そして福祉事務所の対応と、私のほうとしてはこんなに早く対応してもらってよかったなと思っています。虐待防止センターから、どういうふうに流れていくのかわからなかったのですが、よく分かりました。その点すごく障害者はこっち、あっちという振り分けをしていただいで感謝しております。

○会長

ほかに。これは発足したのはいつでしたっけ、まだ1年目のデータですよ。

○障害者施策推進課長

24年10月です。

○会長

そうすると、おそらく経年別の変化とか、やはりこのセンターを知っていたかにつれて増えていくと思うんです。増えていくということは、潜在していたものが明らかになるということかなと思います。多い少ないというよりは、どれだけ区民の皆さんやいろんな方々、とりわけご本人の方に「こういう相談の場所があるよ」と周知されることが必要です。

これは防止センターでありますから、防ぐということが前提です。それから虐待という言葉がとても難しい、刺激の強い言葉です。内容が定義されておりますけれども、虐待に当たる、当たらないというのがとても微妙な話です。一方で、明らかに施設等で新聞報道もございますような不適切なケアが、虐待に通ずるような例がたくさんあります。ご家族の場合もそうですが、その場合は予防に関する話が重要になります。これはいろんな課題が集約されているような数字かなと思いつつ、とりわけ相談機関が充実しているかどうかというのはとても重要で、それと防止センターの関係というのがあるかと思いますが、これはこの協議会で何回も議論をして、ぜひこれから深めていただきたいと思っております。

その次の報告事項、よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

続きまして、(5)平成27年度練馬区障害者地域自立支援協議会の進め方についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

第3期の自立支援協議会につきましては、来年の3月で終了することになり、第4期の自立支援協議会の体制と運営方法につきまして検討していただく必要がございます。つきましては、8月以降各専門部会で協議を行っていただきまして、次の全体会で方向性を報告した上で、今年度3回目の自立支援協議会で今期のまとめと第4期の自立支援協議会の体制について報告したいと考えてございます。

次に、障害者計画・第四期障害福祉計画における自立支援協議会の役割でございませう。

計画における自立支援協議会の役割として、今回4つ掲げさせていただいております。1つは、計画策定後の計画の進捗状況の確認と、掲載された事業の推進に係る助言、課題の明確化、次期の計画の策定のための課題の抽出、2つ目は、今お集まりいただいている委員の皆様によるネットワークづくりですとか、相談支援の課題への取組の強化を図っていただきたい、3点目は、障害者の虐待防止を推進するネットワークを強化していただく、4つ目は、障害を理由とする差別の解消に向けた取組について協議をしていただくということでございませうので、よろしくお願ひいたします。

最後に、第4期練馬区障害者地域自立支援協議会に向けての課題でございませう。

今期の自立支援協議会全体会で今まで挙げられております課題として、5つございませう。障害の特性に応じた適切な情報提供の充実、地域全体で障害に対して理解する人を増やす取組、障害者が将来も暮らし続けていくための地域生活の支援、障害者の家族に対する支援、高齢期を迎える障害者に必要な支援について、こちらの5つが課題として挙げられております。今年度の自立支援協議会では、これらの課題につきまして協議をしていただき、ご報告いただくとともに、次の自立支援協議会への課題ということで取りまとめのほうを進めていただきますようお願ひいたします。

最後に、障害者差別解消法の施行に向けてでございませう。こちらについては口頭でご報告させていただきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、来年4月から施行されるところでございませう。この法律では、障害に対する不当な差別的取り扱いですとか合理的配慮の不提供を禁止しているところでございませう。

練馬区におきましては、この法律の趣旨に基づいて取組を今後進めていくところでございませう。つきましては、区の事務事業につきまして、障害を理由とする差別について、障害者団体に対してヒアリングを実施していくところでございませう。障害者団体の皆様にはご協力いただくとともに、自立支援協議会に

おきましては、ヒアリングの結果ですとか、今後の区の対応についてご協議をしていただくことを予定してございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

今年と、それから次のステップということで、2つ報告をいただきました。何かご質問等ございますか。

○委員

毎回いろいろなところで聞いていますが、差別解消法の中に、協議会を置くことができるか書いてありますが、今の話だとヒアリングだけで終わりそうなんですけれど、協議会をつくるという意味は区のほうにありませんか。

○障害者施策推進課長

この差別解消法に関するさまざまな取組については、次回の自立支援協議会で書面をもってご報告をしたいと思っておりますので、しばしお待ちください。ヒアリングで終わるなど、そんなことは決してございません。区としては、これは大切な取組として、私ども障害担当主管課だけではなく、練馬区役所全体として取り組んでいくところがございますので、今、検討と調整を重ねているところです。その1つとして、先ほど事務局からも話をさせていただきましたように、団体ヒアリングを行って当事者の皆様のお声もきちんと受け止めるということですので、決してヒアリングだけというわけはございません。次回の自立支援協議会ではきちんと書面をもってご報告をしたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちください。

そういったご要望も含め、ぜひ団体ヒアリングに関係する皆さんにおかれましては、ヒアリングの場で事務局のほうに届けていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

2回目のところの議事に、障害者差別解消法の施行に向けた取組についてという議題も上がっておりますので、充実した審議が次回にはできるのではないかと期待をしています。

はい、どうぞ。

○委員

ヒアリングの範囲はどこまで考えていますか。障害者団体と今おっしゃいましたけど、ヒアリング範囲は練馬区内にどこまで考えていらっしゃるか、伺いたいのですが。

○事務局

障害者団体の範囲につきましては、当事者の団体とご家族の団体につきまして、14団体につきまして事前にご連絡をさせていただきまして、日程を調整して、順次ヒアリングを開始させていただこうという取組でございます。

○委員

今回の団体ヒアリングは、区の業務、区に対してのヒアリングですよ。非

常に難しくとらえて、うちの団体はどう答えようかと考えているくらい難しいです。

障害者団体のヒアリングという形ですと、練馬区内に障害児者はもっと潜在していると思いますし、その方々の方がむしろ意見というのは持っているかと思うので、その辺の洗い出しというのは失礼ですが、どうするのかなど。その辺はもっと障害者の配慮を、ヒアリングではなくて何かアンケートでも何でもいから、もうちょっと拡大してほしいなと思っています。今すぐではなくて結構です。よろしくお願いします。

○会長

何か今のご意見についてございますか。

○障害者施策推進課長

今、貴重な意見をいただきました。今回、団体ヒアリングを行うのは、行政としてどう取り組んでいくかというところへのご意見をいただくというところがあって、団体を対象とさせていただきました。ですから、この取組、今回のヒアリングや検討で終わるところではなく、28年4月からの施行の中でもさまざまなご要望を聞いたり、あるいは区民の方にも周知する中で一般区民の方とのやりとりもしていったり、継続的な取組と思っております。

まずは、私ども施策サービスを考える上での今回は取っかかりということでご理解いただきたいということと、あと障害当事者の方のご意見というところでは、私ども相談機関の担当者と協力しながらきちんと吸い上げていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

地域全体で理解者を増やしていく取組についてですが、地域に移行して、地域の中で生活していくということになれば、どうしても地域の中での理解度を深めていかななくてはいけないと思うんですが、その辺のところはなかなか広がっていくところが見えないんですね。どのような方向付けでご理解をいただけるようにするかを聞かせていただきたいと思えます。

○会長

はい、どうぞ。

○障害者施策推進課長

本当にこの辺り私どもも悩んでいるところがあり、さまざまな方策が必要と思っております。その中で、今年度新たに、まさにこの理解者を増やすというところで実施をいたしますのが、障害者計画でも打ち出しを行いました「マイフレンド講座」というのを、研修センターの事業として新規に取組を行います。区民の方がさまざまな障害について理解し、支援者というところまでいかなくても、障害のある方にちょっとした心遣いや手助けができるようなフレンド、友達のような存在、そういった方を増やしていきたいというところで、研修セ

ンター事業で「マイフレンド講座」を実施していきたいと思っております。

今後ともさまざまな形で取組をしていきたい、そんなことも先ほど申しました次の自立支援協議会での差別解消法に向けた取組のところでも、また私どもからもお話ししたいと思いますし、ぜひ皆さんからもさまざまな方策のご意見とご協力をいただけたらなと思っております。

特に民生委員の皆様には、今までも学習会のときに、必要なときに呼んでいただいております。いろいろな方策ということがこの理解を広めていく活動ということではあるかなと思っておりますので、ぜひ皆さんからもお知恵とご協力をいただきたいと思いますところがございます。

○委員

どうもありがとうございました。

○会長

それでは、第4期の自立支援協議会の課題等々についてご報告があり、情報が共有できたと思えます。報告事項等は、これで一区切りということかと思えます。

引き続き、それぞれの専門部会でこの間いろいろな議論を積み重ねてきていただきました。今日は、地域移行部会での協議事項について、さらに皆様のご意見をいただきながら協議を深めるということで進めさせていただきたいと思えます。ご報告をお願いいたします。

○委員

本日の協議事項と、専門部会の報告をさせていただきます。

地域移行専門部会は、障害者の地域移行、地域生活の定着に向けて、関係機関の連携を図り、地域で暮らす、地域で暮らし続けるために必要な支援の方策について、話し合いをしております。

今回、地域移行専門部会から、地域移行・地域定着の基本となる地域での住まいについて、2点協議事項を提案させていただいております。

1点目は、地域生活のための住まいの場の拡充と支援のあり方について、2点目は、地域生活を支えるための障害理解のための啓発・交流・ネットワークづくりの推進についてです。

協議の前に、地域移行専門部会で話し合われた内容についてご報告と、その2つの協議事項に至った経緯について少しご説明をさせていただきます。

前回の自立支援協議会の後、地域移行の専門部会は3月と6月の2回に開催をしております。地域生活支援センターが支援する地域移行に関する事例の紹介や各病院やグループホーム、行政機関などの関係機関が取り組んでいる支援状況などを共有するとともに、特に障害者の住まい、暮らしの場に焦点を当てて議論を行ってまいりました。

今年度策定されました練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画でも、住み慣れた地域で暮らしを支援するために、住まいの場の確保に向けて取り組む施策

が掲げられております。特にグループホームの整備は、重点の中にも挙げられているところです。

さらに、主な取組の1つとして、住まいの相談等の充実が挙げられております。専門部会でも今まで課題として挙げられていましたが、民間の住宅の住まい探し、障害があることを理由に円滑に進まない現状が現実としてあります。これはグループホームの増設についても関わってくることで、家主や地域の方の理解が得られにくい、または保証人がいない、いろいろな手続きが不安になるなど、住まいの相談支援の必要性が課題となっています。

今回は、中野区で具体的に居住生活支援に取り組んでいる居住サポート事業の視察を行ってまいりました。その取組を報告することで、今後練馬区として必要な取組、その課題についての有効性、今後望まれる支援体制などを協議いたしました。

視察を行った居住サポート事業は、障害者総合支援法で地域生活支援事業の中に位置付けられている事業で、障害者が賃貸住宅等を借りて地域生活を始める際に、入居に必要な手続きですとか、入居後の生活を支援するものとなっています。

中野区は、地域生活支援センターの「せせらぎ」が、活動支援センターI型の事業と相談支援事業とともに居住サポート事業を行っています。利用対象者は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、さまざまな理由で入居が困難な精神障害者の方を対象としています。治療や服薬管理が適切に行われていると認められた方に定め、事業の支援の開始前には入居希望者と保健師、ケースワーカー、病院等の支援者が集まって支援方法の話し合いを行っています。利用承認期間は1年としておりますが、終了後も不動産会社ですとか入居等の相談に対応しております。

主な支援内容としましては、入居に向けた支援として、物件探し、不動産への同行や保証人探し、転居届や公共料金の手続等の支援を行っております。

また、居住を継続していくための支援として、家賃の支払い手続や通院継続の支援、金銭管理、ヘルパーや訪問看護など福祉サービスの計画相談、生活上に発生するさまざまな問題が解決されるための支援として、夜間対応や地域定着相談支援に結びつけています。

中野区の居住サポート事業の取組は、サポート事業と並行して計画相談支援を活用して地域生活の支援に関わる関係機関の連絡や調整を行っていることに特徴があります。担当者は、事業を通じて、障害者が安心して生活するためには誰もが身近に相談できる場所があり、まち全体で課題を捉え、検討し、解決方法を模索する仕組みが必要であるということを感じているとのことでした。

不動産会社や大家さんは、知識不足であるとか、メディアを通じた風評ですとかそういったものから、拒否的な感情をもつことがあり、正しい情報や知識を伝えて、不安を軽減していく関わりが求められています。

中野区の事例としては、自立支援協議会を活用して、グループホームを増やすために民間の住宅を借りやすくすることを目的として、「誰もが住みやすい中野」と題してセミナーを開催して、当日は不動産業者が参加をして、福祉関係者と相互に話し合いの場を持ち、関係者の強化拡大の取組を進めているところです。障害者の支援という個別な課題を地域全体の課題として捉え、誰もが住みやすい地域にする働きかけが必要とされています。東京都では9つの区が実施をしているところとなっています。

さらに、もう1つ、居住支援の取組として、居住支援協議会について説明をいたします。

居住支援協議会は、障害者や高齢者、低所得者など住宅の確保に特に関与が必要な方、いわゆる「住宅確保要配慮者」が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように、地方公共団体であるとか不動産関係者、居住支援団体が連携して協議会を持つことで、さまざまな活動の協議を行っているものです。

実施している特別区は、江東区、豊島区、板橋区の3区ですが、例えば豊島区は、豊島区内の空き家や空き室を登録して、住まいの確保にお困りの方に紹介のマッチングを図る豊島居宅支援バンクですとか、空き家や空き室の説明会や居住支援セミナーなどに取り組んでいます。

そのほかの支援対策として、練馬区でも練馬区高齢者世帯等の居住支援制度という、障害者も対象としている事業があります。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすには、多様な選択肢がある中で本人の希望する住まいの確保に向けられた取組が必要だと考えています。その取組を推進していくためには、どのような課題があって、どのような対応策が必要か、専門部会でも協議をしております。

まず1点目は、住まいの場の拡充と支援のあり方についてです。賃貸住宅が借りづらいこともあります。また、全ての方が退院あるいは入所施設から移行する先が家族との同居またはグループホームだけでは、退院が進まず、地域移行や地域定着の支援が進まないということと、民間住宅ですとか多様な住まいから選択できる仕組みがあってこそ、誰もが住みやすい練馬になっていくのではないかとということで、さまざまな意見が挙げられています。

特に障害者物件に限られ、老朽化をしている物件ですとか、日当たりが悪いとか、隣の声が聞こえてしまうとか、風通しが悪くてメンタル的に病状が悪化するとか、そういった安いところに障害者が集中するところでは地域に隔たりが出てしまいます。例えば先進国では、障害者が立派な建物に住んで、設備の整った家に住んでいるという国もある中で、そういった発想の転換が必要であるというご意見もいただいております。

2点目が、障害者のための啓発・交流・ネットワークの推進です。先ほども、障害への啓発という部分では、マイフレンド講座などのご報告がありましたけれども、障害の理解というところがやはり重要な部分であります。精神科病院でも、今、グループホームの事業を進めているところですが、周辺住民の反対

ですとか、大家さんの理解がなかなか深まらないということで増設が進んでない現状があります。

また、グループホームの増設に向けて、設備等の基準が障壁になる場合があります、特に消防法によってスプリンクラーの設置が必要となり条件が厳しくて増設が広がらない。既存の施設も将来的には撤退の可能性もあるのではないかと  
いうご意見も挙げられています。

さらに、グループホームの世話人業務が広範囲であって、世話人のなり手が不足しているところから、世話人など福祉サービス従事者への支援のサポートも課題であるというご意見も挙げられました。

3点目としまして、高齢化に関する課題等もまとめております。先ほど賃貸住宅が借りづらいというお話をしましたが、持ち家を持っている方でも、親御さんが高齢になって障害のあるお子さんがお一人で住むとか、持ち家についてもさまざまな課題があります。親御さんが元気なうちにそういった相談場所があるといいとか、親と一緒に入れるグループホームという発想の転換が必要であるとか、そういったご意見をいただいております。

日中活動についても、訓練等の場所だけではなくて居場所的なものが必要であるとか、日中の活動の充実も大切なんだけれども、集団の場が苦手な方ですとか障害の特性を踏まえて、アウトリーチなど訪問相談支援の充実がさらに深まっていくことが必要であるという意見もありました。

親の高齢化に伴い、介護での課題や虐待事例の相談も増えています。障害者とその家族の具体的な支援の方策も必要になります。実際、地域生活支援センターでも、親の介護の問題の相談は多くなり、そうしたニーズから「介護者の集い」を昨年度から実施をしているところです。

次回以降の協議内容としては、地域移行・地域定着を支える緊急時の取組について、気軽に集える場などの居場所づくりについて、また専門部会のまとめにも入る予定です。

報告は以上ですが、改めて協議事項についてお願いいたします。障害者が一般の賃貸住宅に入居が困難というところが先ほど出ましたが、そこにあるさまざまな課題を解決するために、住まいの場の拡充と支援のあり方の方策について協議をお願いいたします。

また、2点目としまして、障害者が元気に生き生きと暮らしている地域は誰にでも優しいまちにつながり、自然と地域住民に障害の理解が深まっていくと考えています。障害者が住み慣れた地域、また住宅で安心して暮らすことを支えるために、地域住民の障害への理解促進と地域で支え合うネットワークづくりに向けて、障害理解のための啓発・交流・ネットワークづくりの推進などの取組について協議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。大変大事な障害者施策について根幹部分に関わ  
るご検討をいただいた上ご報告をいただきました。少し議論をしたいと思いま

が、1つは、住まいの場をどう拡充するか、支援のあり方をどう考えるかというのは、居住支援協議会という法律の制度は既にあります。残念ながら23区でまだ3つしかやってない。これは大変大事な議論だと思います。

なぜ居住支援協議会が大事かという点、一般賃貸住宅に入居する場合に、最大の問題は家主さんの理解ですよね。家主さん個別に理解していただくというよりは、不動産業者や仲介業者の皆さんを通じて居住支援協議会の場できちんとルールをつくり、なぜ拒まざるを得ないかということをお願いしていくこと、単なる理解じゃなく仕掛けづくりがセットになって必要なので、こういう居住支援協議会の場で議論することが重要になるかと思っています。

これは住宅課の担当の方のご理解に非常に左右されます。実は私が関係している文京区は、区長の判断で、福祉住宅担当というのを福祉部局に持ってきました。そのことで来年から居住支援協議会がつくられます。そういうことを含めて、障害者行政の話は非常に横断的な話なので、区役所内で調整をしていただく必要があります。

それからもう1つ、空き家的问题があります。実は空き家というのは、グループホームに非常にいいはずなのですが、ご指摘いただいたように消防の問題だとか、住宅基準法で用途変更するといろいろなバリアがある。これは東京都で、この間も知事が参加して地域包括ケアの研究会を開きました。そのときに空き家対策はやりますと知事がはっきり言っておりましたので、これを受けて立つ区市町村行政の体制整備は早急にやっていただかないといけない。これ選択事業ならともかく必須事項だと思っています。そうしないと、高齢者・障害者の地域居住というのは進みませんよね。

いつもボトルネックは住む場所、それからどうしてもグループホーム、障害者福祉の範疇だけで議論していると限界がありますので、グループホームと一般住居居住が、うまく連続的につながるような仕組みづくりだとか、それを地域に網の目のように張り出すためには、一般賃貸住宅に入居する課題を一つ一つ解いていかなければいけない。たぶんいろんな形でそういう協議が積み上がったかと思っていますので、これを全体会、あるいはもう少し広い意味で区の行政の中でも共通理解していくためのご発言をいただきたいと思っています。

その裏には、障害者の不必要な拒否の態度というのは、家主さんは、例えば火を出したらどうするのかとか、あるいは高齢の場合はとりわけひとり暮らしなのでお亡くなりになっていたら後をどうするか、これも大変な問題なので、そういう仕組みを上手につくっていく。いろんな環境の変化の中で、いろんな方に入居していただくということが賃貸業を回していく条件になり始めております。

それと、ちょっとした整備をするとお互いに満足する関係が出てくる、そういう議論もあります。障害の理解の啓発、地域で障害者を支える地域のネットワークづくりというふうに事務局でもお考えですが、何か具体的なサポートの仕掛け、何かあったときぱっと動き出せるような仕組みづくりは何だろうか

というのは、障害行政だけじゃありません。例えば震災対策一つとっても、何かあったときにぱっと地域でまともな仕組みが障害、高齢、ひとり暮らしの方にも及ぼすような位置付けが必要となります。特別な施策としての配慮と同時に合理的配慮という言葉もありますけれども、それと同時に普通の区民の生活を支えるという両方の面を、障害当事者の視点から皆さんの議論をお願いしたいと思います。大変充実した協議結果のご報告をいただきましたので、皆さんのお立場からそれぞれ議論をお願いしたいと思います。

#### ○委員

新聞に掲載されていた文京の取組について、会長から少しお話していただけたらと思うのですが。あれは高齢者としての取組でしたが、障害者にも同じように言えると思いつながり読みました。

#### ○会長

文京区の話は、1つはシルバーピアという公営住宅に、見守りなどをする役割としてリビングサポートアドバイザーが配置されています。賃貸住宅で借り上げる住宅にもリビングアドバイザーに回っていただこうと。ご承知のように、地域の支え合いとか声かけといってもうまくぱっと動きませんので、まずはリビングサポートアドバイザーの方たちにそういう仕事も担っていただこうということで、地域包括支援センターに委託をして、社会福祉法人がLSAの手配をして始めました。今、9件か10件ぐらいになったと報告ありましたけれども、そうすると家主さんも安心して貸してくださるようになりました。

それから、高齢者の場合、すまいる事業という、住まいとスマイル、笑うというのを掛けた言葉ですが、いろんなポイント、ポイントで家賃助成も入れました。例えばバリアフリーだとプラス補助する、お年寄りの場合、ひとり暮らしの場合はペットとご一環の方多いので、ペットがオーケーといったら家賃助成をポイントする、そういう生活様式に合わせた家賃助成の仕組みをして、家主さんが貸し出しやすい一般家賃プラスアルファのところに家賃助成の制度を入れて、賃貸の市場が開放されるような手だてを組んで、今年から動き出しました。

文京区も練馬区とちょっと似ていて、若い人がまだ入るので賃貸業者さんすごく強気で「高齢の方や障害の方は・・・」というお気持ちの家主さんが決して少なくない。けれども、そういうやり方をすることによって、いろんな方に入っていただくことが、賃貸業がうまくいくための条件ですよ、ということを不動産業者の人たちに伝えていきました。とりわけ仲介の不動産屋さんがきちんと理解してくれないと家主さん説得してくれないので、そこら辺のアプローチをずっとしてきました。それも福祉住宅担当課というのを福祉の中に持ってきたというので、住宅行政の物の見方に住まいの場確保という考え方が含まれた、そういう環境整備を、区長の政策的判断として整えた。ぜひ練馬区も庁内調整を検討してください。

本当は、居住支援協議会は必置にするはずでした。残念ながら必置になりま

せんでしたけれども、住まいの場で住宅を考えるというのは都道府県行政だったのを、できるだけ区でもやっていただかないといけません。現に区は家賃補助だとかいろんな政策を打ってきていますから、それを広げていただく上でも大変大事な政策手段となります。ぜひこれから、住宅行政と福祉、障害、高齢を含めてぜひ、ということで報告がわりでございます。よろしゅうございますか。

○委員

はい。

○委員

今、いろいろお話しいただいて、改めて住居の大切さを感じています。自立して生活していく上で、いわゆる衣食住というのは必ず付いて回るものですが、当事者を見ていまして、衣と食は何とかなるんですね。やはり最後は、住まいをどうするかということで一番頭を悩ますわけです。

つい先週も1件私のほうに電話相談がございました。「今は安定しているんですが、一時期騒がしいことをしたので、大家さんからもう出てくれと言われて、家を探すんですけど練馬区内で何かいいところないでしょうか」と。私もそこまではなかなか目が行き届いてないので、障害者地域生活支援センターに一度相談してみたら、と話をしたんです。ご相談に伺ったかどうか分かりませんが、以前、障害者地域生活支援センターで「障害者が入れる、とりわけ精神障害の方が入れるアパートを探す理解のある不動産屋さんを何件か知っている。そこへ声かけて探してもらうこともあるので、何かあったら言ってください」と言われていましたので、センターに相談するよう話しました。

やはりちょっと安定して自立して、少し仕事も行くようになる中で、住居というのは一番問題になるんですね。グループホームも滞在型、通過型といろいろあるようですけれども、われわれのほうで希望するのは、そこを終の棲家にできるようなグループホームですね。ぜひ考えていただければありがたいと思っております。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

今日は、いい話を聞きました。居住支援協議会をつくってほしいし、相談できる場所をぜひお願いしたいと思います。

視覚障害者の現状について、参考になると思ったので紹介させていただきます。今、不動産屋さんに行くと、どうしても視覚障害者一人だとなかなか貸さないうです。火事を起こす率が高いと思われているんですね。実は、一般の健常者に比べると、視覚障害者のほうが火事を出さず率は圧倒的に少ないんです。そういうことも現状としては間違いなくあります。

あとは不動産屋さんが、保証人は家族じゃないと駄目だと言い切ってしまうんです。友達ならいるんですが、いわゆる親族はほとんどいないに近い状況で

すと、とてもその条件は無理ということがあります。

それから、つい最近、盲導犬使用者が不動産屋に行ったところ、小ペット、大きなペットに関してはオーケーなんですけど、ところが、実際に盲導犬に関しては、意味を分かってないということだと思えるんですけども、範囲として認めてないのかどうか分かりませんが、かなり断られたと、報告が入っています。

もう1つは、契約書をよく読むと、住まいで仕事をしてはいけないというのがあるんですね。ところが、視覚障害者が、あんま・マッサージを開業するとしたら、店舗と住宅と2軒を同時に持つなどという経済力は全くありません。そういった中でそういう条件になっているんです。

不動産が求める条件に、ことごとくはまりません。会長がおっしゃっているルールづくり、区のほうで、あるいは皆さんで障害者や高齢者も一緒に入れてそういうルールづくりをした中で、そういう実際のことに当たるような協議会が欲しいなど、今聞いていてすごくそう思いました。そうでなければ文京区に移るしかないかなと思いましたが。

それから、いつも言っているんですが、グループホームの中に視覚障害者が住むというのは事例が少ないんですよ。できれば練馬区でも取り組んで、僕を第1号にしてほしいと思います。

#### ○会長

今のご発言は、施策のヒントがたくさん含まれていますので、ぜひきちっと対応していただきたい。

はい、どうぞ。

#### ○委員

私自身は発達障害の兄弟を持っております。あと生活支援センターでペア・ピアの相談を受けております。自分の子どももそうだとところで、私のところには、発達障害の方の相談が多いんですね。

その親御さんたちがみんな言うのは、グループホームではなくて、サービスは必要としていないんです。サービスは要らないけど、例えば家にこの封書が来たけどこれをどう判断したらいいのだろうかとか、こういう電話があったけどこれはどう判断すればいいのだろうかという、そのちょっとした判断能力のところでは、普通の健常な方から考えるとすごく落ちていると思います。まして、今の世の中はすごく危ないことが多いわけですので、必ず相談できるところが近くにあるということが大切だと思います。最終的にアパートで、一人で死んで1週間も気が付かなかったというのは悲しいので、朝、会社に行ったかどうかの確認とか、見守り、さっき会長がおっしゃった見守りというのが、高齢のところではあるんですが、障害者のほうで見守りという概念があまりなかったと思います。サービスではなく見守りということがこの協議会を通じてできるのかなど、文京区のお話、とてもいいお話だと思ってお聞きしました。

#### ○会長

ありがとうございました。

高齢者、障害者の建築で有名な先生がいらっしゃるんですが、最近、先生と議論していて、今までの福祉というのは何かをしてあげる支援、これ doing です、何かをするという視点でした。これからは、居ることを支える、being の視点といいますか、そこで生活することを支えるという格好でいろいろな支援が必要となる。それからもう1つは、「グループホーム」なんて難しい言葉を使わずに「共暮らし」でいいんじゃないと。一緒に暮らすことで、サポートはいろんな対応のものがあるので、それを外付けにするか内付けにするかデザインの仕方を選ぶこともできる。

やはり住まいとか暮らしがベースで、先ほどご意見のあった視覚障害の方の支援のあり方、それぞれ個別性があると思うんですが、相当自分でおできになるけれども、ちょっとしたことを支える。何かから何までしてあげるんじゃないというのは、もうケア論の常識になっていると思いますが、まだ相変わらずそういうものだと思っているところがあります。例えばご家族とか、そう思っている方もいらっしゃると思いますので、ぜひきょうの議論を踏まえながら、区民や行政、それから不動産業者さん、あるいはいろいろな事業を展開しているコンビニのレジを打つ人にも、常識になってほしいことがたくさんありますよね。

それが啓蒙という言葉の意味で、教室をやることが啓蒙じゃなくて、いろいろな仕事の中で、そういうことを頭の中に、こういう方がお客様として来ていただいたときにこうするんだというカードを増やすことだと思うのです。そんなことも含めて、とりわけ住まいを扱う事業者さんや家主さんには、家主さんは多くの場合地域を支えていらっしゃる、区民の大事な役割を支えている方が多いわけですから、そういうことを含めた働きかけといたたらいいでしょうか、そこら辺が大事だなと思いつつ伺っておりましたが、何かほかに。

はい、どうぞ。

#### ○副会長

地域移行部会で、障害者の地域生活を考える上で、住居、居住の問題が大事だということで議論をしていって、今日はこういう形で報告していただけて非常によかったと思います。

地域移行部会は精神障害者を中心に話をしていますけれども、きょうここで話を聞けば、身体障害の方、いろんな障害の方も抱えている問題だし、障害者全体の問題だということではっきりしたと思うし、何よりも会長が一番詳しくて得意な分野で、会長の在任期間中に形のあるものを練馬区でもつくっていただけたらいいなと思いました。

それで、「先進国では、障害者が立派な建物に住み、設備の整った家に住んでいる。障害者だからこそ良いところに住むという発想の転換が必要である」と書いていただいた。これは僕がバンクーバーに行ったときに、向こうの精神障害者の部屋を見てきたときに感じたことをお話したんです。バンクーバーはきれいなまちですけれども、人口が多くて港町ですから、スラム街みたいなと

ころがあって、居住環境が悪いような地域もあります。でも、精神障害者のグループホームとかケアハウスとかいろいろな施設は、とても環境のいい、道の広い、緑の多い、どちらかといえば高級住宅地みたいなところで、周囲のアパートの中でも目立って立派なアパートとか、大きな豪邸みたいな家とか、非常に立派な建物に住んでいるのですごいなと思ったら、現地の人から、そういう障害者だからこそいいところに住んでもらうんだというお話を聞いて感心したんですね。

ですから、障害を持った方とか高齢の方は、防災とかケアのことを考えれば、環境のいいところはケアもしやすい、防災の対策も立てやすい。何よりもそういう障害者、ハンディキャップのある人を大事にしているまちに住んでいるだということを住民が意識して誇りに思うようなまちづくりの問題としても、こっさりひっそり住むんじゃなくて、立派なちゃんとした施設で、市民や区民にも見えるところでケアしていく、そういう形にしていだけたらいいんじゃないか。そういう意味では、まちづくりとか区政全体の問題として取り組んでいだけたらいいんじゃないかなと思いました。

#### ○会長

ありがとうございます。今のご発言でもものすごく大事なものは、まちづくりと居場所づくりが連動するんです。まちづくりというとコンクリートの住宅をバタバタ建てるのがまちづくり、居場所というのはプライベートな居室とパブリックと外と捉えがちです。その間に、例えば昔の縁側というのがそうだったように、実はいろいろなものを入れて、人と人の関わりの空間があった。それが全部鉄の扉で閉じられてしまったので、そのためにいろいろな居場所とか、関わりの場所と言ったらいいでしょうか、資本主義の考え方では関わりの場所というのはお金を生み出しませんので、全部排除してきちゃったんだけど、実は一緒に暮らすというのはそういうことなので、それをどうしましょうかと。

先日、先ほどちょっとご紹介した、地域包括検討会を開いたときに、ヒアリングをした先生が、今までは働き場所をどう確保するかという政策だった、これ完全雇用政策と経済学で言う。だけど、これからは居場所をどう確保するかという完全居場所確保政策が絶対要するという話をしている、これが実はまちづくりに直結するんです。そういう意味では今までの大変な考え方の転換も含まれています。行政も住宅は住宅、障害は障害、高齢は高齢とみんなばらばらにやっていたんですけども、まちづくりとなったらそうはいきません。そういう発想の転換、それから具体的な仕事の仕方の転換、これはトップのリーダーシップが絶対必要だし、ぜひそういう視点できょうの議論は、行政としてどう受け止めるかということを少しご検討いただきたい。実はこれは次回の権利条約、差別条約の話と同じ、先ほどのバンクーバーの話は全くそういうことですよね。

同じ生活条件ということをきちんと社会の合意として、障害があれば適切な配慮、合理的な配慮という言葉で配慮をしながら生活ができるようにする、そ

ういう考え方はどうも私たちはあまり慣れてないです。アメリカのまねをするとどんどん事態は悪くつていますので、僕は去年アメリカに行って、本当に格差が広がっているのを痛感しました。

練馬区は70万人を超えましたから、ある意味では県と同じです。地域によっては県の人口を追い抜いている。それだけの力が必要ですから、そういうことを含めて、ぜひ都知事を突き上げていただきたいなと思っています。突き上げられる覚悟の意思表示をしましたので、ぜひよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

#### ○福祉部長

練馬区では、今、空き家・空き室について実態調査をやっておりまして、今年度の末に向けて活用方針を決めるということになっております。

この方向性は2つあって、1つは、危険家屋をどうするかというのがあります。もう一方で、なぜ空いている状態になっているのか。権利の状況も含めて、何を、どこをしてあげればそれが流通していくのかということも含めて調べようということでございます。

福祉部としても、高齢者、障害者の方の住まいの確保というのは非常に大きな関心のあるところございまして、居住支援制度の内容も今年4月に見直しをして、物件探しなどの不動産業者の同行支援というのも入るような形の見直しをしたり、多少手直しをしているところでございます。

実は、文京区にも昨年3月に調査に行っております。会長の前で大変申し訳ないですが、文京区、練馬区の大きな違いというのは、サービス付き高齢者住宅とか都市型ケアハウスというのは、練馬区、今、一生懸命つくって200室ぐらい用意しているところですけども、文京区は都心なものですからこういうものはつくれないという実態がありまして、今回のすまいるプロジェクトというのは、ある意味苦肉の策というところがあります。

とはいっても、全く参考にならないというわけではございませんので、練馬区としても、まさにこれまでは少し体の弱った方についての対策ということでやってきたわけですけども、これからは元気な方も含めて、高齢ひとり暮らしの方が増えていくという実態を踏まえて、そういった方の住まいの場をどうやって確保していくか、例えば古い民間アパートにバリアフリー化をしたときにそこに補助を入れるとか、そういうことも含めて考えてまいりたいなと思っております。

この分野は各行政で立ち遅れている分野だと私も認識をしておりますので、今ここで私がきちっとこうやりますなどと言えれば格好いいんですけども、そこまでのレベルには至っておりませんが、練馬区としても検討に着手をし始めたということでご理解いただければと思います。よろしく願いします。

#### ○会長

大変心強い発言をいただきましてありがとうございます。福祉部長に頑張っ

ていただけるような、いい意見をここでぜひ出していただきたいと思います。  
何かほかに。

なければ、時間が押しておりますので、報告事項が幾つかそれぞれの協議会  
から残っておりますので、順次、ご報告をお願いします。

#### ○事務局

それでは、権利擁護部会の報告をさせていただきます。お手元の資料4をご  
覧ください。

本日も報告する内容は、大きく2つでございます。1つは、障害者施設にお  
ける地域交流の取組についての協議、もう1つは、社会福祉協議会地域福祉コ  
ーディネーターの取組をもとに地域づくりについての協議です。

まず、1点目についてです。大泉学園町福祉園とウエルネスアンドワークス  
というタイプの異なる施設それぞれが行っている地域交流の取組事例などを  
通して、障害者の権利や地域住民に対する障害への理解の促進について協議い  
たしました。

取組を通じて、地域の中に障害やその他福祉に関心のある方が少なからずい  
て、施設利用者を日常的に見守ってくれているということが明らかになりました。  
その一方で、知的障害や精神障害の特性、車椅子の方などでしたら身体障  
害の方と外見ですぐ分かれるといったことがあります、そういったことではな  
いといったことからくる障害理解に対する難しさや、依然として障害者や障害  
者施設に否定的な感情を持っている方への理解、啓発に関する取組が重要であ  
るといった課題も浮き彫りになりました。

課題に対する対応策といたしましては、積極的に地域に出て活動を見てもら  
うことで、障害の特性やどういったことに配慮が必要か、利用者の方ができる  
ことなどについて発信していく必要があるという意見が出ました。

また、地域の方から苦情などが挙げた場合、逆にコミュニケーションをと  
る良いチャンスと考えて、例えば支援者だけではなく障害者も一緒に出向き、  
障害特性を説明して理解を得ることができれば、一歩進んだ関係づくり構築の  
機会となるといった意見も出ました。

対応策の3つ目として、保育園児や小学生は積極的にコミュニケーションを  
図ることができ、地域の一員として自然に関係を育んでいくため、幼い頃から  
の障害者との交流が大切であるといった意見も出ました。

次に、大きな2点目についてです。練馬区社会福祉協議会権利擁護センター  
所長から、光が丘地区の地域福祉コーディネーターの取組について紹介があり  
ました。取組を通して、高齢者に比べ障害者は地域との接点が少ないことや、  
地域の障害者の方同士は情報交換しながら協力して生活しているけれども、地  
域住民とのつながりができていないといった課題が見えてきました。

課題に対する対応策といたしましては、障害者や障害者施設が地域の中にあ  
ることを知ってもらう取組を通して、地域とのつながりを強化することが大切  
であるといったことや、障害者と地域の方々が地域の課題を共有し、課題解決

のために障害を持った人にも何ができるか一緒に考える機会を設けることにより、障害を持った人と支援する者とが対等な関係を築き、障害への理解を進めることができるのではないかとといった意見が出ました。

最後に、次回以降の協議内容についてですが、本年10月頃に権利擁護部会を開催いたしまして、障害者差別解消法施行に向けての取組、また、第3期専門部会のまとめについて協議をしていく予定です。

権利擁護部会の報告は以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。引き続き、高齢者支援部会の報告をお願いいたします。

#### ○委員

高齢支援部会の報告をさせていただきます。

高齢支援部会は、2月19日と6月25日、2回開催しております。この高齢期支援部会では、高齢期を迎える障害のある方の支援に関する課題とその方策、また、障害のある方が高齢期を迎えるということは、共に暮らしているご家族も非常に高齢になってくるというところで、家族への支援を視野に入れた話し合いを行っています。

今回協議した内容は、北・光が丘関係者連絡会の「精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための課題について」という内容報告を受けた後に、それをたたき台に、各委員、各分野から報告をしていただきました。

挙げられた課題に関しては、1点目がグループホーム・入所施設などに関する課題、2点目が住宅確保に関する課題、3点目が抱え込みに関する課題、4点目が医療に関する課題、5点目が安心した生活につながる課題、6点目、そこには分類されないその他という形になっております。本日の協議会の中でも、住まいであったり、その方の差別であったり、権利擁護に関する課題というのも非常に重なる部分で話し合いが持っているとこのように感じています。

1点目のグループホーム・入所施設に関する課題では、滞在型のグループホームがあるといいのではないかと、そこに安心して暮らし続けるという視点も必要なのではないかとこのように意見が出ています。

その一方で、住宅確保に関する課題というところでは、グループホームではなくひとり暮らしを希望する障害者も増えてきており、地域生活を支える支援が必要であるといわれています。

また、単身生活というところでは、都営住宅の住まいに関して、例えば名義人である親が亡くなったときに、その子ども、障害のある方も継続して暮らせるような制度があるんですけども、そういった入所基準であったり手続に関して、一冊にまとまっているような分かりやすい資料があるといいのではないかとこのように意見が出ています。ご家族が高齢になって、障害のある方がそれでもその場所で暮らし続けていくための支援の必要性については、常にわれわれの部会では意見が出ています。

また、医療に関する課題ですが、知的障害の方に関しては受診の機会がない方が非常に多く、数年ごとに受給者証の判定のために近くの病院に行くという程度の方も多いと聞いていて、医療的な課題の発見が遅れがちになるという課題が出ています。医師会とのつながりを持って、医師会、医療関係者への障害の理解を促す取組も必要なのではないかとご意見もいただいております。

また、医療的なケアが必要になると、短期入所受け入れ先が限られてくるとい課題も出ており、今後検討が必要なのではないかと意見が出ています。

安心した生活につながる課題については、アウトリーチ支援が本年度より保健相談所で始まっております。アウトリーチ支援の有効性は立証されてきているので、多職種で支援ができると良いということと、地域精神保健相談員が配置されましてその活動に期待したいという意見がありました。

また、活動場所に関しても、新たな、いろいろなところに行けるといいのではないかとご意見が出ています。若年性認知症の方の受け入れ先も非常に不足しており、中途障害の方たちの活動場所などを含めて、障害理解に関しても非課題があるというご意見がありました。

介護保険サービスに関しましては、非常に課題が多く出ています。障害福祉サービスから介護保険に替わるところで本人負担が発生すること、場合によってはサービスの事業所が替わり、ケアマネージャーが入り、サービス主体となるキーマンが替わるという点もあります。そこに関して、練馬区ではこれまでご本人が分かるように丁寧に引き継ぎをやってきていますが、これからもより丁寧な説明が必要であり、ご本人が安心してサービスを利用するために議論が必要になると考えています。

また、介護保険制度にある高齢者見守り訪問を障害福祉サービスの利用者にも活用できないか、地域の有志が見守りサポーターとなるような制度があると安心した地域生活が行われるのではないかとご意見も出ています。

介護保険制度では、中途障害の方が介護保険を利用されるパターンも出てきていますが、就労の視点がなく、サービスに関わりがない方は就労に関して誰が関わっていくかを含めて、幅広い生活の視点が必要だという話が出ています。

また、成年後見制度に関する課題も非常に多くて、制度に関する言葉が難しく、手続きが困難であるという印象がご家族からも出ています。より分かりやすい説明や学習会の開催が必要なのではないかとご意見も出ています。また、横浜市には障害者後見支援制度という取組がありますが、安心した暮らし方の1パターンとして活用できるのではないかとご意見も出ています。

高齢期支援部会に関しましては、こういった方策をこれからも詰めていきまして、高齢期支援部会から提言という形でまとめていきたいと考えております。部会からは以上になります。

#### ○会長

ありがとうございます。それぞれ非常に大事なご報告をいただきましたが、時間が迫っておりますので、申し訳ございません、次の相談支援部会の報告を

お願いいたします。

○委員

相談支援部会の報告をさせていただきます。

相談支援部会では、26年度事例検討を中心に課題を挙げてきました。本日は3月と6月に開催した部会について報告いたします。こちらの全体会議でも何回か当事者の視点が抜けているというご意見があり、部会でも当事者のお話を伺ったことがなかったので、3月に高次脳機能障害の当事者の方に、インタビュー形式でご本人の障害に至った経緯、障害の前から現在のお話、様々な課題等について、1時間半ぐらいお話を聞かせてもらいました。この方は男性で、既に就職も決まって前途洋々な大学4年生の秋に、ご自宅で倒れられた方です。

ご本人は、初め、計画相談支援事業所と福祉事務所が訪問しましたが、それぞれの役割、誰がどんな人かというのは全く分からなかったということです。ご本人は、欲しい情報がどこに行けばあるのかわからず、地域生活支援センターに相談してもすべての情報は得られないとおっしゃっていました。

ヘルパーさんへの不満や、ご両親の意向とご自身の意向がぶつかり、歯がゆい思いをすることが非常に多いということもおっしゃっております。

ご本人がこれからめざすものとして、「いきがい」ということが書いてあるのですが、「別府に視察に行く」、「デンマークに留学する」という夢があります。別府というのはかなり先進的な社会福祉法人があり、その話を病院のワーカーさんから聞いたそうです。ご本人は「ぜひここの視察に行って練馬区のためにレポートを書きたい」とおっしゃっていました。こういう方がいらっしゃるということを、皆さん心の片隅に置いていただければ非常にありがたいと思います。

最後に、居場所が欲しいというのは非常に切実なところですが、先ほども居場所のお話が出ましたが、ご本人も自分に合った居場所について、若いので自分と同世代の方もいるところが欲しい、とおっしゃっています。

挙げられた課題のなかで、今回、練馬区の計画の中でも「安心・いきがい・つながり」が出ていますけれども、それを実感できるために相談支援が果たす役割は何かというのが非常に重要であり、協議していかなければいけないと思っています。

特に委員の方から挙げられている中で、障害者地域生活支援センターが果たす役割、まだまだ知られていない部分、アピールが足りない部分、24時間相談体制の必要性等についても意見が挙げられております。

相談支援部会では、引き続き当事者の方から挙げてきた課題を丁寧に話し合っていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。相談支援部会の報告をいただきました。引き続き、発達障害支援部会の報告をお願いいたします。

○委員

発達障害支援部会の報告をいたします。

発達障害に関しましては、知的の障害の制度とか施策にはまらず、精神の制度にもうまく乗っていかない状態で、制度的な狭間のところに落ち込んでしまい、地域の中には引きこもっている人の中にもたくさん発達障害の人がいたり、顕在化せずに潜在化して地域の中にたくさん発達障害の方がいらっしやるのではないか、そんなことを前提にしてこの部会は進んでいます。

そういった地域の中で、最近新たに気付かれてきた支援ニーズについて、地域でどうやって取り組んでいくかということをお話し合っています。これをネットワークによってどんなふうに支援をしていけるかという可能性をずっと探ってきている部会であると考えます。

課題を大きくまとめますと、1つ目は、どこに相談したらいいのかという窓口、入り口の問題です。2つ目は発達障害の支援は、あちこちで実施していますが、それに関する情報が集まっている場所がないので、その情報が集約されている場所の問題。3つ目は発達の方が自分をこれから立て直していこうという際にそれができる場所の問題、大きくはこの3つが課題になっていると思います。

もう1つ加えるならば、区内の支援機関の発達障害に対する支援力の底上げの問題が課題としてあると思います。

対応策としては、今期の区の障害者計画の中に、発達障害に関する連絡会の設置というのが具体的に記載されています。そのネットワーク会議とか、ネットワークの場についての意義とか、そこに期待するものについて協議しました。

ネットワークは、既にこの部会を通じて、さまざまに参加している機関同士がネットワーク支援を開始しているような状態なので、既に大きな意義はあったと考えています。

その上で、今後、区内に小さいネットワークの情報局のようなものがあって、それから大きなネットワークに、どこに相談に行ってもそのネットワークにつながっていけるという窓口が形づくられるのがめざすイメージなのかなということが1つ見えてきたところです。

場につきましては、改めて生活上の障害を解消していくための場所として、区内「つくりっこの家」が、発達障害に関して大きな支援の成果をあげているのですが、その場が持っている特徴、受容的な場所であって、そこに生の生活している現場があって、その中での学習というのが非常に有効だということが実践の報告の中から見取れました。

ネットワークのあり方としては、発達障害は特に家族支援に関する課題が大きいというのが、これまでの議論の経過からも分かってきています。家族支援に対する仕組みが必要で、区内でグループワークについて取り組めないかという提案が挙がっています。

また、発達障害はその場に出向けない人が多数いることが想像されますので、そこに対してのアウトリーチ支援というのが今後有効に機能していけばよい

うというご意見もありました。

支援力の底上げの部分では、区内で発達障害に関するアセスメントが実施できる仕組みが欲しいということ、専門性の強化のために練馬区には人材育成研修センターがありますが、ここに専門のコースを設けてはどうかという提案が挙がっています。

○会長

ありがとうございました。これも本当に大きな課題でございますので、議論ができればと思っておりますが、予定の時間が過ぎておりますので、きょうはご報告をいただいたということで、この報告通り非常に充実した部会が展開をしていますので、次回以降事務局も含めまして、運営の在り方について工夫をしたいと思っております。

それでは、議題終了ということで、次回以降の日程等について事務局何かございますか。

○事務局

先ほどお話に出ました重症障害児（者）在宅レスパイト事業につきまして、区民向けのチラシを事務局のほうで用意いたしましたので、机上配布させていただきます。よろしく願いいたします。

最後に、次回の日程等についてご案内をさせていただきます。今回は11月上旬を予定してございます。詳細につきましては、会長、副会長と調整をさせていただいた上で委員の皆様にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。事務局からの連絡は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。回数が限られておりますので、いろんなご報告だけで終わってしまうのが残念なので、何か運営方法の工夫について事務局ともご相談させていただきたいと思っております。

きょうは本当に猛暑の中お集まりいただきまして、ありがとうございました。全国的な暑さで、どうぞ熱中症や暑さにお気を付けいただいて夏をお過ごしただけですように。また秋も深まった頃になりそうですが、お目にかかって、それぞれの部会において大変議論が積み重なっているという感じがしてございますので、この議論が生きるような形で展開ができるようにぜひ区の事務局も頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(終了)